

(仮称) 仙南クリーンセンター事業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙南地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）が行う、(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。次条において「PFI法」という。）の趣旨に基づきDBO方式を進めるにあたり、組合に（仮称）仙南クリーンセンター事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、理事会の求めに応じ、本事業に関する次の各号に掲げる事項について審議、審査等を行い、理事会に報告する。

- (1) PFI法第5条の規定に基づく実施方針の策定及びPFI法第6条の規定に基づく特定事業の選定（VFMの検討を含む。）に関する事項
- (2) 民間事業者の募集要項に関する事項
- (3) 落札者決定基準に関する事項
- (4) 応募書類の審査及び評価に関する事項
- (5) 委員会としての優秀な事業者の選定に関する事項

2 委員の意見は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるときの学識経験者としての意見を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、本事業及びDBO方式に係る法務、実務等に精通した学識経験者の中から理事会が委嘱した者5人で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とする。
- 5 委員会における審査の結果等は、公表する。

(委員でない者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門的事項に関し識見を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、組合又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、組合業務課が行う。

- 2 事務局職員その他委員会に出席した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、組合又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条に定める委員会の業務が完了したときにその効力を失う。